

平成27年9月28日告示第132号

南相馬市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指し講座を受講するひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。)に対して給付金を支給することに関し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

(2) 合格時給付金

2 受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

3 合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了時から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(給付金の対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、ひとり親家庭の親であって、次に掲げる受給要件を全て満たすものとする。ただし、高等学校卒業者、大学入学資格検定合格者及び高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 第7条の事前相談を行っている者

(3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者又は当該手当を受給するための要件である所得の水準と同様の所得水準にある者

(4) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

(5) 国、県、その他地方公共団体から、この告示と趣旨を同じくする給付を受けていない者

(対象講座)

第4条 給付金の支給の対象となる講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支援対象となる場合は、給付金の対象としない。

(支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計が15万円を超える場合、両給付金の支給額の合計は、15万円までとする。

2 前項に規定する給付金の額にそれぞれ1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 受講修了時給付金及び合格時給付金は、同一の者につき、それぞれ1回限りの支給とする。

(対象経費)

第6条 給付金の支給対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 対象講座の受講に際し、受講施設の長が証明する受講施設に対して支払った入学金又は登録料

(2) 受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、講座受講経費の対象としない。

(1) 高卒程度認定試験の受験料

(2) 受講にあたって必ずしも必要としない補助教材費

(3) 講座の補講費

(4) 受講施設が実施する各種行事への参加に係る費用

- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費
- (7) 入学金、受講費等をクレジット会社を介して支払う契約をする場合におけるクレジット会社に対する分割手数料（利息を含む。）
- (8) 第9条の規定による支給の申請を行う時点において、受講施設に対して未納となっている前項各号に掲げる経費
(事前相談の実施)

第7条 対象講座の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、事前に市長に相談をしなければならない。

- 2 市長は、事前相談において、受給要件について聴き取り調査を行うとともに、職業経験、有する技能及び資格、希望する職業の種類、就業による生活の展望等を聴き、受講の有効性及び必要性について十分に把握するものとする。
- 3 市長は、対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、対象者に伝えるものとする。

(受給要件の審査及び対象講座の指定等)

第8条 前条の事前相談を行った受講希望者は、受講開始前にあらかじめひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 受講対象講座指定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができるものとする。
 - (1) 受講対象講座指定申請書を提出した者（以下「申請者」という。）及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（申請の日前1箇月以内に交付されたものに限る。）
 - (2) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し（申請の日前1箇月以内に交付されたものに限る。）
 - (3) 申請者の児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。以下同じ。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、受講対象講座指定申請書を受理したときは、速やかに、対象者の受給要件の審査を行い、対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（様式第3号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定による対象講座の指定に当たっては、申請者の意向を踏まえ、対象とする講座が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行い、必要に応じて講座の変更を助言するなどの的確な支援を行うよう努めるものとする。

(支給の申請)

第9条 前条の規定による受講対象講座指定通知書の通知を受けた者は、当該講座の修了後、市長にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金等支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者は、支給申請書に、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、前条第2項各号に定める書類のほか、次の書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができるものとする。

(1) 受講修了時給付金

ア 受講対象講座指定通知書

イ 受講施設の長が、当該施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する書類

ウ 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 合格時給付金

ア 受講対象講座指定通知書

イ 文部科学省が発行する合格証書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

3 支給申請書の提出は、受講修了時給付金については、受講修了日から起算して30日以内

に、合格時給付金については、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限までに提出できないときは、この限りではない。

(支給の決定)

第10条 市長は、前条の規定による支給申請書の提出があったときは、給付金の支給要件について審査し、速やかに支給の可否の決定及び給付金額の算定を行い、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金等支給・不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金等支給取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金等返還通知書（様式第7号）により、既に支給している給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日以後に受講を開始した者で、施行の際現に受講している者から適用する。

(事前相談の経過措置)

2 この告示の施行の際現に受講している者（平成27年4月1日以後に受講を開始した者に限る。以下同じ。）の第7条の規定の適用については、同条第1項中「対象講座の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、事前に」とあるのは「対象講座を受講している者（以下「受講者」という。）は、支給申請書の提出前に」と、同条第2項中「市長は、事前相談において」とあるのは「市長は、前項の相談において」とする。

(受給要件の審査及び対象講座の指定等の経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に受講している者の第8条の規定の適用については、同条第1項中「前条の事前相談を行った受講希望者は、受講開始前にあらかじめ」とあるのは「前条の相談を行った受講者は、速やかに」とする。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)